

公益財団法人愛媛県消防協会評議員会運営規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下協会という。）の評議員会の運営について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）及び公益財団法人愛媛県消防協会定款（以下「定款」という。）の定めに基づき、必要な事項を定めるものとする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会はすべての評議員をもって組織する。

2 会長及び業務執行理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席をするものとする。

3 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 本協会の職員等は、理事又は監事を補佐するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

第2章 評議員会の種類及び招集手続き等

(評議員会の種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度5月に開催するものとし、会長がこれを招集する。

3 臨時評議員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求を受けたとき。

(招集手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次の事項を定める。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

2 前項の規定にかかわらず、法人法第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は、前項各号に掲げる事項を定め

るとともに裁判所の許可を得て、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集する場合には、前条第2項の場合を除き、会長は、評議員会開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。

(招集手続きの省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(評議員提案権)

第7条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は評議員会の日々の4週間前までにしなければならない。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第8条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第9条 評議員会は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

2 議長は、評議員会の開催に際し、出席者数を確認しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第10条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第11条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議案に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明させることができる。

2 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該議案が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることによりこの法人その他の者の権利を侵害することとなる場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合この限りでない。

3 法人法第180条の規定により評議員から請求があった場合、同法第184条の規定により提案があった場合、同法第185条の規定により議案の提出があった場合、又は第191条に係る議案の提出があった場合は、議長はその評議員に議題又は議案の説明を求めなければならない。

また、必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第12条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第13条 評議員は、評議員会の進行に関して、動議を進行することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、評議員会の議事を妨害する手段として提出されたとき不適法又は権利の乱用にあたる時、その他動議に合理的な理由がないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第14条 議長不信任動議が決議されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その評議員会の議長を出席評議員の中から選出する。

3 評議員会の議長が、その評議員会において出席評議員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採 決)

第15条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合、議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 4 議長は、採決について賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 5 議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権行使に関するいかなる意見も述べることができない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

(採決結果の宣言)

第16条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか宣言する。

(評議員会の決議要件)

第17条 評議員会の決議要件は、その対象となる決議事項によって法人法第189条第1項によるもの（以下「普通決議」という。）、同第2項によるもの（以下「特別決議」という。）又は法人法第198条の読み替えによる同法第112条によるもの（以下「全員同意」という。）に分類される。

- (1) 普通決議 普通決議とは、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うもの。
- (2) 特別決議 特別決議とは、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行うものとする。
- (3) 全員同意 全員同意とは、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員全員の同意をもって行うものとする。

(評議員会の決議事項)

第18条 評議員会は、法人法並びに定款に定める次の事項を決議する。

2 普通決議に関する事項

- (1) 評議員及び理事並びに監事の選任
- (2) 評議員及び理事の解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 次の計算書類等の承認
 - ア 貸借対照表
 - イ 損益計算書（正味財産増減計算書）

ウ 財産目録

- (5) 残余財産の処分
- 3 特別決議に関する事項
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 理事及び監事の責任の一部免除
 - (6) 公益認定の取消し等に伴う贈与
 - (7) 事業の全部譲渡
 - (8) 解散後の法人の継続
 - (9) 合併契約の承認
- 4 全員同意に関する事項
 - (1) 理事、監事及び評議員の責任免除
- 5 前各項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては。当該評議員会に係る招集の通知に記載された事項以外の事項については、決議することができない。

(評議員会の決議の省略)

第19条 会長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、評議員（当該議案について、特別の利害関係を有する評議員を除くものに限る。）全員が、書面又は電磁的記録（電子メール等）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第20条 会長が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール等）により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会の報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第21条 議事録は、評議員会の日（第19条規定により評議員会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 議事録作成は、書面又は電磁的記録をもって行う。
- 3 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 4 議事録が、電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置を取らなければならない。

- 5 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
 - (1) 評議員会が開催された日時及び場所
 - (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 法人法第74条第1項（監事の選任等についての意見陳述）
 - イ 法人法第102条（監事の評議員会に対する報告義務）
 - ウ 法人法第105条第3項（監事の監事報酬等についての意見陳述）
 - (5) 出席した評議員、理事及び監事の氏名
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名
- 6 法人法第194条第1項（定款第20条）により評議員の決議があったものとみなされた場合には、議事録は次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名
- 7 法人法第195条の規定により評議員会への報告を要しないものとされた場合には、議事録は、次に掲げる内容とするものとする。
 - (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - (3) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

（評議員の任期等）

- 第22条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までと定められており、任期満了又は自らの意思で辞任しない限りは、原則として評議員の地位を失うことはない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員の定数に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した評議員は、新任された評議員が就任するまでの間、引き続き職務を遂行するものとする。
 - 4 選任された評議員は、様式第1号「評議員就任承諾書」に別紙1「誓約書」、別紙2「公益法人理事兼職届」、別紙3「一般履歴書」及び別紙4「消防履歴書」を添付し、協会に提出しなければならない。
 - 5 辞任しようとする評議員は、様式第2号「評議員辞任届」を協会に提出しなければならない。

第4章 補 則

(改廃)

第23条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。